第１７回総務経済常任委員会会議記録

開閉会日時	令和５年２月１日（水曜）　午後１時３０分　開会			
	休　憩　14:33-50　15:04-05　15:31-32　15:37-38　15:52-53			
	午後３時５７分　閉会			
	休憩時間：０時間２１分　会議時間：２時間０６分			
会議場所	役場３階委員会室			
出席委員氏名	委員長　鈴木　健充	委　員　立川　美穂		
	副委員長　中田智惠子	委　員　梶澤　幸治		
	委　員　中村　和宏			
説明員	魅力創造課参事	小林　徳昭	課長補佐	渡邉　浩二
	政策推進課長	石田　哲	魅力創造係長	大石　秀人
	課長補佐	松田　奈巳	商工労政課長	仲野　裕司
	政策調整係長	村上　佳子	課長補佐	中村　宗紀
	魅力創造課長	西田　昌樹		
参考人				
欠席委員氏名	委　員　寺町　平一			
事務局職員	事務局長　安田　敦史	総務係長　佐藤　史彦		

『会議に付した事件と会議結果など』

１　開　会

委員長が開会を告げ、寺町委員から遅参の申し出があった旨を報告し、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

２　議　件

（１）調査事項

ア　新嵐山スカイパーク運営支援事業（指定管理業務委託料）について　資料１

・魅力創造課参事：資料説明＜設計変更の理由、指定管理業務委託料の変更の考え方（設計変更の基準・金額）＞

・委員長：意見・質疑はないか？

・中村委員：「資料１－１」を見ると、設計変更の理由について、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）による「利用控えという不可抗力」となっているが、コロナの初年度であれば、この理由は理解できるものの、現在、３年目を迎えるにあたり、この理由は適切なのか？

・参事：令和元年度末に発生したコロナは、今年度で３年目となる。この間、コロナの状況を受け止めながらも、現場の運営については、創意工夫し売り上げを伸ばしている分野もある。しかしながら、どうしても当初の収入が見込めない宿舎部門について、不可抗力としたものである。

・中村委員：町の考えとして、十分な営業努力をしての最終結果と受け止めて良いか？
・参事：町も指定管理事業者（以下「事業者」という。）も営業努力については、真摯に取り組んでいるものである。
・立川委員：積算の方法はＲ５までは変わらないということであるが、今回のように、設計変更の理由を不可抗力と考えるのなら、新年度にあたっては、積算をあらかじめ変更すべきではないか？
・参事：現行の指定管理期間は令和３年度から３か年とし、その間の指定管理料を確定させているため、見直しは考えていない。
・立川委員：そうであるなら、令和５年度も設計変更が繰り返されることになるのではないか？今年度にあっては、全国的に、徐々にコロナに関する規制緩和が講じられ、観光地利用も促進されている。この状況下において、嵐山が利用控えになっている原因分析はされているのか？
・参事：コロナ禍前の７割程度まで戻りつつあることから、今後に期待をしている要素もある。
・立川委員：全国的な傾向としては、観光地に徐々に入込みが戻りつつあることが報道されている。これと同様に、嵐山にもコロナ前の入込が期待できると考えているのか？
・参事：営業努力等により、回復に尽力していきたい。
・中田委員：町として収益を上げる努力への応援実績について伺う。
・参事：情報発信、視察対応、イベントの誘致等が主な取り組みである。
・立川委員：町民の理解を得るための取組みが町に求められるが、町内会や企業等への細やかな営業努力は十分だったと言えるのか？町民にとっては、嵐山の経営実態は理解されていないように感じる。
・参事：現在「自分ごと化会議」を開催し、町民の幅広い対象の方々と嵐山のあり方を模索している。この場を一つの縮図としながら、様々な立場の町民に情報を発信し営業を進めていきたい。
・梶澤委員：設計変更の理由としている「不可抗力」と「特別な事情」という定義については、コロナに限定したものである。そもそも論となるが、町や事業者に経営・運営の責任はないという考えで良いか？
・参事：これまでも説明してきたとおり、宿舎部門の利用収入が、当初の町の積算とかい離していることについては、コロナが要因と捉えている。ただし、コロナのみではなく、当然、町にも事業者にも責任はある。
・梶澤委員：町が評価する指定管理事業者の営業努力とは具体的に何か？
・参事：受付の総合化による人件費の削減、経常経費の精査と圧縮、清掃等の充実・徹底、ホームページの創意工夫等である。
・梶澤委員：年度別協定書について、双方で設計変更の位置付けを共通認識していると理解して良いか？？
・参事：お見込みのとおりである。
・梶澤委員：町民の貴重な財産の運営が、このような状況になっていることを、町民

には伝わっていないと感じる。町として、町民の意識については、どのように捉えているのか？
・参事：さらに、町民利用の促進を目指して取り組んでいきたい。
・梶澤委員：原価率の 35.1%の根拠は？
・参事：一般的な割合として、指定管理料の積算根拠に一致させている。
・梶澤委員：経費削減等の支出の部門での実績はいかがか？
・参事：町から指定管理事業者に対し、見直しは指示している。
・梶澤委員：今回の積算変更の結果、今年度の総額として約 6500 万円の管理料となる見込みか？
・参事：お見込みのとおりである。
・梶澤委員：収入を伸ばすことと、支出を削減することの努力が必須。また、町民への説明と理解を得ることも不可欠。設計変更の考え方について、今後、変更・検討の余地はあるのか？
・参事：指定管理料の積算については、手元の資料のとおりであり、募集時積算と収入見込みとの比較が適当と考えている。
・梶澤委員：経済状況は、全国規模で厳しい情勢である。企業努力が理解された上での設計変更であるべき。支出について最大の経費圧縮を見越した設計変更と捉えて良いか？
・参事：事業者の取組について、「限界」という言葉はこれまで使っていない。しかし、最大限鋭意努力しての結果である。
・梶澤委員：おもてなしの部分について、町から会社に対する評価はいかがか？
・参事：満足度調査によると、かなりの割合で評価されており、そのとおり受け止めている。
・梶澤委員：指定管理者評価委員会等以外にも客観的評価の手法も必要ではないか？
・参事：2,000 件を超えるアンケート（ゲスト）結果による結果を踏まえて自己分析しているものである。
・立川委員：宴会部門については、令和元年度以降、収入の桁がひとつ減るくらい激減している実態である。町が説明するとおり、コロナの影響による利用控えともいえるかもしれないが、生活様式の大幅な変化と捉えることも常識的な受け止め方と言えないか？積算自体を見直すことも必要でないか？
・参事：指定管理者に要する経費については、複数年を期間とする債務負担行為の議決を得て事業を運営している。現段階では、これまでの制度運用と予算措置の手法は変更せずに、今回のような設計変更という手法で対応していきたい。
・立川委員：実際の運営に係る双方の新年度に向けての重要事項は？
・参事：好評の部門を強化させて業績を伸ばし、そのことにより、減益部門の補完とし、また、嵐山を利用される方が、リピーターとしてお越しいただく際に、施設内の他の分野を利用していただけるよう、利用拡大等につなげて収益を増加させていきたいという考えである。
・中村委員：「利用控え」と「不可抗力」という理由について、果たして、現時点でその理由が住民に理解されるのだろうか？この３年間で、コロナに向き合う生活

が大きく変わりつつある。コロナとの共存は必要であるが、いつまでもこのせいにすることは、適切なことなのだろうか？

・参事：嵐山の運営にあたっては、アフターコロナと称して取り組んでいる。しかしながら、依然コロナに罹患される方も多く、予約はあってもキャンセルが発生している実態もある。コロナ対応が緩和されつつあるとしても、大人数の宴会は今後期待できず、少人数の会合等に移行していくことは、至って自然な変化と受け止めている。町と事業者で、これらの背景を受け止めながら、引き続き、営業努力に努めていきたい。

・委員長：他にないか？

・（意見・質疑なし）

・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

イ　結婚新生活支援事業について　資料２

・政策推進課長：事業概要説明。資料は担当係長から説明する旨を告げる。

・政策調整係長：資料説明（事業目的、内容、実施主体）

・委員長：意見・質疑はないか？

・中田委員：本町における婚姻件数の推移は？

・係長：婚姻届数は、令和３年度３８件。同２年度４１件。

・中田委員：当該事業の対象として、定住等の条件はあるか？

・係長：詳細は、国の基準に準じて取り組む。

・中田委員：中古住宅に係る助成制度は本町に存在するか？

・課長：存在する。制度の周知に努めていく。

・中田委員：他自治体の成果は？

・課長：成果としては、あまり実績は多くないと捉えている。

・立川委員：結婚に関する考え方が多様化しているが、あくまでも婚姻が対象か？

・課長：お見込みの通りである。

・立川委員：子育て支援課との連携も想定されるか？

・係長：庁内の定住担当課や子育て担当課とも連携して取り組んでいく。

・梶澤委員：再婚で子どもがいる場合の定住は、町と国の補助事業が両方該当となるのか？

・係長：ケースによっては、その場合も想定できる。

・委員長：他にないか？

・（意見・質疑なし）

・委員長：以上で調査事項「イ」を終了する。

ウ　まちなか再生事業について　資料３

・魅力創造課長：事業概要説明。資料は担当係長から説明する旨を告げる。

・魅力創造係長：資料説明（「まちなか」範囲の設定、「まちなか再生」令和５年度事業、スケジュール）

・委員長：意見・質疑はないか？

・立川委員：「まちなか」と「連携エリア」との具体的な連携とは？
・魅力創造課長：「まちなかエリア」と様々な場面やカテゴリーについて、連動させて進めていく。
・立川委員：まちなかチャレンジの対象世代は？
・魅力創造係長：世代を問わず、老若男女を対象としている。
・立川委員：議会は高校生との意見交換を継続している。次代を担う人材として高校生は重要な存在と考えるが、東めむろと「まちなか」との意識した連携はあるのか？
・魅力創造課長：将来に向けたビジョンであり、町を元気にする方策を考えていきたい。
・梶澤委員：令和５年度予定事業は、「まちなか」と「連携エリア」の両方対象か？
・魅力創造課長：「まちなか」を対象にした事業である。
・梶澤委員：町民アンケート結果からは、「まちなか」の範囲のイメージを市街地全体とする声は３５％。市街地の一部を「まちなか」として、一定の区分をするものの、常に連携をしていくことが前提と考えるが、いかがか？
・魅力創造課長：ビジョンは７月完成であり、まずは「まちなか」を対象に、事業を実施したい考えである。
・梶澤委員：農村地域に移住し起業する方もいる。農村地域に対する考え方は？
・政策推進課長：まちづくりは町全体で進めるが、今回設定した「まちなか再生」の事業は「まちなか」のエリアで進めていく。令和６年度以降について、対象を考えていきたいという考えである。
・梶澤委員：町民に誤解を与えないよう、町全体でまちづくりを進めていく意味で、その意思が反映する記載が必要ではないか？
・政策推進課長：農村地域在住についても、まだ言及できないが、新たな支援事業もあるので、並行して町全体の活性化に向けて取り組んでいきたい。
・立川委員：まちなか再生関連事業について、地域内経済循環の目標は？
・商工労政課長：消費の流出が多いため、この構造転換に寄与できること目指したい。
・立川委員：地域内経済循環と起業との関係は？
・商工労政課長：新たな地域の魅力を創造することを目指し、取り組んでいきたい。
・梶澤委員：魅力創造課と商工労政課との連携が極めて重要である。この連携は強固にするということで良いか？
・魅力創造課長：関係３課で連携し取り組んでいく。
・委員長：他にないか？
・（意見・質疑なし）
・委員長：以上で調査事項「ウ」を終了する。

エ　観光・物産振興に係る地域活性化起業人の活用について　資料４
・魅力創造課長：事業概要説明。資料は補佐から説明する旨を告げる。
・課長補佐：資料説明（目的、協定項目、派遣期間）

・委員長：意見・質疑はないか？
・立川委員：想定している人数は？
・課長補佐：１名。
・梶澤委員：派遣者は、芽室町に３年間居住するということか？
・課長補佐：派遣企業との協議に基づくが、芽室町に在住することが基本となる。
・委員長：他にないか？
・（意見・質疑なし）
・委員長：以上で調査事項「エ」を終了する

オ　市民ファシリテーターの養成について　資料５
・魅力創造課長：事業概要説明。資料は担当係長から説明する旨を告げる。
・魅力創造係長：資料説明（目的、実績、次年度以降の展望）
・委員長：意見・質疑はないか？
・立川委員：当該事業の目的は、住民自治の確立と捉えて良いか？
・魅力創造課長：自治基本条例に基づく住民自治の実現が目的である。
・立川委員：次年度以降は隔年実施となっているが、町民意欲の機運を減退させることにならないか？
・魅力創造課長：町民活動支援センターに委託している事業であり、町も両輪で実施している。御指摘の状況にならないよう創意工夫し実施していく。
・立川委員：高校生の養成については、どのように考えるか？
・魅力創造課長：高校生に限らず、若年層の参加を促す取り組みをしていきたい。
・梶澤委員：受講者で組織化されている人数は？
・魅力創造係長：12 名。
・梶澤委員：行政主導のまちづくりから市民主体のまちづくりが所期の目標。市民ファシリテーターの存在により会議の雰囲気が大きく変わる。今後の展開は？
・魅力創造課長：審議会や各種会議体において、養成講座を受講された方が、活躍できる実践の場を積極的につくっていきたい。
・委員長：他にないか？
・（意見・質疑なし）
・委員長：以上で調査事項「オ」を終了する。

・委員長：自由討議について諮る。調査事項「ア」について意見はないか？
・立川委員：当委員会の抽出事業として、２年連続で調査している事項である。本日の調査を踏まえて、ミーティングで論点整理をし、３月議会に臨むべきと考える。
・委員長：異議ないか？
・（異議なし）
・委員長：継続調査とする。以上で、調査事項「ア」の自由討議を終了する。

・委員長：調査事項「イ」について自由討議はないか？
・（なし）

・委員長：以上で、調査事項「イ」の自由討議を終了する。

・委員長：調査事項「ウ」について自由討議はないか？
・（なし）
・委員長：以上で、調査事項「ウ」の自由討議を終了する。

・委員長：調査事項「エ」について自由討議はないか？
・（なし）
・委員長：以上で、調査事項「エ」の自由討議を終了する。

・委員長：調査事項「オ」について自由討議はないか？
・（なし）
・委員長：以上で、調査事項「オ」の自由討議を終了する。

３　その他
（１）次回委員会の開催日程について
　　正副委員長一任

（２）その他
・委員長：「その他」で各委員からないか？
・（なし）
・委員長：議長からないか？
・（なし）
・委員長：事務局からないか？
・（なし）
以上で総務経済常任委員会を終了する。

傍 聴 者 数	一般者	０名	報道関係者	１名	議　員	１名	合計	２名

令和５年２月１日

総務経済常任委員会委員長　鈴　木　健　充